

第13回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成30年7月25日(水) 午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(12名)

1	高田洋一	2	赤松拓也	3	松岡照明	4	中平勝則
5	二宮正宏	7	高田光一	8	芝貞弘	10	山本一人
11	清家壽秋	12	青木武司	13	谷口雄記	14	川平定計

4. 欠席委員(2名)

6	有田亜佳	9	古用敏彦
---	------	---	------

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第58号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第60号 非農地証明願について
- 日程第6 議案第61号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について
- 日程第7 議案第62号 平成30年秋季農業機械利用料金の設定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	渡辺美枝	主事	毛利巧
----	------	----	------	----	-----

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第13回鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会の挨拶を川平会長よりいただきたいと思います。</p>
会長	<p>毎日暑い天候が続いています。</p> <p>先般の豪雨被害の後片付けの作業、暑い中での作業が多かったと思います。</p> <p>今回の豪雨につきましては南予地域が大変な被害を受けていまして、吉田町、野村、肱川、松野町が被害を受けています。</p> <p>鬼北町は愛治の西野々で被害が出ているようで、農業委員会として心配していますのは、農家が高齢化しています。</p> <p>そのため今回を機に農業を辞めてしまおうという農家が出てくるかもしれません。</p> <p>我々農業委員は農家に対して色々な相談に乗り、引き続き支援していただきたいと考えています。</p> <p>なお今日は第13回農業委員会総会ということで、事前に手元に資料が届いていますので、よろしく審議していただきますようお願い申し上げまして、開会の挨拶に代えさせていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、12名であります。</p> <p>有田亜佳委員、古用敏彦委員から欠席の連絡を受けています。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第13回鬼北町農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に本日の議案書の差し替えがございますので確認をお願いします。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に10番 山本一人委員、11番 清家壽秋委員、以上の両委員を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>

議 長	日程第2 議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 順位1番について、赤松拓也委員より説明願います。
赤 松 委 員	議席番号2番 赤松です。 議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第57号 順位1番 説明】
赤 松 委 員	農地法第3条第2項各号について、7月23日に譲渡人、譲受人、事務局2名、高田農業委員、私の計6名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第57号 順位1番 説明】
赤 松 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて順位2番について、青木武司委員より説明願います。
青 木 委 員	議席番号12番 青木です。 議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第57号 順位2番 説明】
青 木 委 員	農地法第3条第2項各号について、7月23日に譲受人、事務局2名、柿本推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。 譲渡人は施設に入っていて現地調査に立ち会うことができないため、電話で確認を取りました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第57号 順位2番 説明】

青木委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて順位3番について、谷口雄記委員より説明願います。
谷口委員	議席番号13番 谷口です。 議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第57号 順位3番 説明】
谷口委員	農地法第3条第2項各号について、7月23日に譲受人の父親、事務局2名、鎌田推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。 譲渡人は遠方のため現地調査に立ち会うことができないため、電話で確認を取りました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第57号 順位3番 説明】
谷口委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。</p>
議長	<p>日程第3 議案第58号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>順位1番について、谷口雄記委員より説明願います。</p>
谷口委員	<p>議席番号13番 谷口です。</p> <p>議案第58号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。</p>
	<p>【議案書に基づき、議案第58号 順位1番 説明】</p>
谷口委員	<p>7月23日に申請人の代理人、事務局2名、鎌田推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。</p> <p>その内容を調査書に基づき報告をします。</p>
	<p>【調査書に基づき、議案第58号 順位1番 説明】</p>
谷口委員	<p>以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願います。</p>
議長	<p>ただ今、担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>これより質疑討論を行います。</p> <p>ご意見ありませんか。</p>
	<p>(質問、意見等なし)</p>
議長	<p>はい、ご意見もないようですので採決いたします。</p> <p>議案第58号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第58号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>
議長	<p>日程第4 議案第59号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>順位1番及び2番について、赤松拓也委員より説明願います。</p>
赤松委員	<p>議席番号2番 赤松です。</p> <p>議案第59号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番及び2番の説明をします。</p> <p>まず順位1番について説明します。</p>
	<p>【議案書に基づき、議案第59号 順位1番 説明】</p>
赤松委員	<p>7月23日に譲渡人、譲受人、事務局2名、高田農業委員、私の計6名で現地調査を行いました。</p>

	その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第59号 順位1番 説明】
赤松委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 続いて順位2番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第59号 順位2番 説明】
赤松委員	7月23日に譲渡人、譲受人、事務局2名、高田農業委員、私の計6名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第59号 順位2番 説明】
赤松委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 順位1番についてご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第59号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第59号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	続いて順位2番について質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第59号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第59号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	日程第5 議案第60号「非農地証明願について」を議題といたします。 順位1番について、二宮正宏委員より説明願います。
二宮委員	議席番号5番 二宮です。 議案第60号「非農地証明願について」、順位1番の説明をします。

	【議案書に基づき、議案第60号 順位1番 説明】
二 宮 委 員	7月23日に申請人、事務局2名、高田農業委員、赤松農業委員、私の計6名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第60号 順位1番 説明】
二 宮 委 員	以上により、順位1番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第60号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり非農地とすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第60号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり非農地と決定させていただきます。
議 長	日程第6 議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 順位1番から15番まで事務局より説明願います。
事 務 局	それでは、町長から審議依頼のありました議案第61号について順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第61号 順位1番から15番 説明】
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いたします。
議 長	ただ今、順位1番から15番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から15番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第61号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位1番から15番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。 なお、本日付で、異議の無い旨決定したことを町長に通知します。
議 長	日程第7 議案第62号「平成30年秋季農業機械利用料金の設定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
事 務 局	失礼します。 議案第62号「平成30年秋季農業機械利用料金の設定について」を説明します。
	【議案書に基づき、議案第62号 説明】
事 務 局	以上で説明を終わります。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第62号「平成30年秋季農業機械利用料金の設定について」、原案のとおり設定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第62号「平成30年秋季農業機械利用料金の設定について」、原案のとおり設定することといたします。
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第13回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	議事録署名委員
	10番
	11番